

原子力立地対策課 課長代理
原子力立地対策課 広報企画グループ
立地調整グループ 副参事 (GM)

1. 高レベル放射性廃棄物を青森県に時貯蔵管理する期間を「貯蔵管理センターに受け入れた日から30年間から50年間」としていますが、高レベル廃棄物の青森県内での管理期間を具体的に明示した上で、受入実績ごとの管理期限ならびに県外搬出時期を明確に示すよう国と関係事業者に求めてください。

回答：高レベル放射性廃棄物については、あくまで一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、貯蔵管理期間の30年から50年間については、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書において明確に規定され、貯蔵管理期間を厳守するとの業者から確約もある他、国から最終処分地にしない旨の確約を得ているところであります。

2. 青森県に一時貯蔵管理しているそれぞれの高レベル放射性廃棄物の管理期限ならびに県外搬出時期について、青森県としての考えを明示してください。

回答：六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターで一時貯蔵されているガラス固化体については、それぞれ貯蔵管理期間終了時点までに、確実に青森県外へ搬出されるという確約を得ているところであり、それぞれ貯蔵管理期間終了時点までに、確実に青森県外へ搬出されるものと考えております。

3. L1 廃棄物については、県として受け入れないことを国に申し入れ、確約させるとともに、国としての行程表を明らかにさせてください。

回答：L1 廃棄物の処分に関しては、実施主体や事業計画、規制基準等が定まっていないことから、県として何ら申し上げる状況にはないと考えております。

質問：50年と最初言われていたものが、30年と短くしたものを付けて、ようやく協定書が締結されたという事情があります。最初から50年だけでは協定は結ばれなかったという事であるが、今の県当局はこの30年をどのように捉えているのか回答していただきたい。

回答：協定書には30年から50年とあるので、「30年について」を特に申し上げることはありません

質問：では、県としては、これから30年から50年が経るまでただ何もしないで待ち続けるだけなのか、それとも一定期間ごとに、国の搬出体制の準備について問いただすなど、県としてのロードマップを作成する等のアクションを起こす気はないのか。

回答：県としても50年まで、ただ待ち続けるというのではなくて、「安全協定を結んでいること」「事業者からも確約を得ていること」「国との約束を知事三代に渡って交わしていること」、5月にも経産大臣に「最終処分地にしない」という要請もしたところであり、国と事業者これから求めて行くことになる。

質問：要請書の1番に「県内での管理期間を具体的に明示した上で」とあるが、ここのところはどうなのか。

回答：沈黙

質問：最初に入ったのは平成7年（1995年）4月26日、その50年後はいつですか。その日が搬出時期になるのでしょ。ところがその搬出時期を明示しないんだよな。50年後の搬出時期を明示して下さい。

回答：「30年から50年とある」協定上の期間を遵守するというので、これまでと同様のお話をすることになるのですが。

質問：管理期間はいつ終わるのかと聞いているだけの話。なぜ明示できないのか。何か意味があるのか。何も難しい話を聞いているわけではない。50年後は2045年の4月26日、一番最初に入ったフランスからの28本を搬出してもらう時期は2045年の4月26日。これでいいですか？あと、27年しかない・・・。

回答：沈黙

質問：30年といえば、あと7年ですよ。ではその7年後の4月26日に、「30年経ちました、どうしますか」と、そのくらいの申し入れはできないのですか？その時でも黙っているのですか？今の状況では、7年後は全く見通しがいいわけではないのですか。大臣と話していてもしょうがないでしょう。当事者に対して「どうなっているの」というようなことが、この間無いんじゃないですか。

回答：大臣に対しては「当事者である事業者にも指導して下さい」と要請している。

質問：30年もさることながら、最終期限の50年後に焦点を当てて「50年後はいつですか？」と聞いているだけの話なのだが・・・。私が「2045年の4月26日ですね」と言って「その通りです」と、何故言えないのか。と、いうだけの話なんだが・・・。

質問：1995年に50年を足すと2045年です。4月26日に搬入したので、搬出は2045年4月26日でもいいのですね。に対してうんと言えればいいのではないのですか。

質問：答えるのに何か難しさがあるのか。

回答：搬出時期については聞いていませんが、管理期間50年までの間に搬出することを約束していると認識している。

質問：だから、最終的に50年後の4月26日までに、最初の搬入物は搬出期限になりますねって聞いているだけなんだが。

回答：管理期限が過ぎるまでの間に無くなっていると認識している。

質問：管理期間を聞いているの。「50年後は2045年の4月26日でもいいですね」と聞いているの。「満期日はそこでいいですね」と念押ししているの。

回答：はい、1995年に50年を足して2045年その通りです。

質問：『イロハのイ』を念押しして確認しているだけ。その前にどんどん搬出してもらわなければ困るんです。ただ、それが、そういう具合にならない状況だから、念押しして聞いている。調査だけで3項目あるのに、20年掛かる。まだ、遅々として進みません。まだこれから5年6年10年と過ぎていく。決まらないからです。約束は破られてしまうんです。だから念押しして聞いているんです。

回答：協定書にはあくまでも「30年間から50年間が貯蔵管理期間である」と書いてあるとご説明申し上げているということです。

質問：そういう説明はあってもいいの。こっちは満期日はそこですよって簡単に聞いているのに、すらすら答えないから「何かあるのかな」と思うだけ。それだけ面倒な分野なんだなと思ってしまいますよ。

質問：「受入実績ごとの管理期限ならびに県外搬出時期を明確に示すよう国と関係事業者に求めてください。」との要請についてはいかがですか。求めないんですか。

回答：要請は受け止めますが、「それぞれ貯蔵管理期間終了時点までに、確実に県外へ搬出されるという確約を得て」おりまして、終了時点までに、確実に県外へ搬出されるものと考えております。

質問：県としては、搬出時期を明確にするよう求めて頂きたい。

質問：例えば現在の知事の任期がいついつなので、それまでにまず、やって下さいとか・・・。知事が替わるたびに、ただ申し入れ、申し入ればかりでは。目標をもつべきではないですか。

質問：青森開催のNUMO説明会に出たが、「約束は破られるのではないですか」と話したところ、「約束を破るのであれば元の事業所に送り返す」と言っていました。県からはそういうことは聞いたことがない。国と関係業者に、「この時期になれば元の事業所に返しますよ」ということを申し出ることはないのか。

質問：「L1 廃棄物の処分に関しては、実施主体や事業計画、規制基準等が定まっていないことから、県として何ら申し上げる状況にはないと考えております。」との対応でいいのか。

回答：実施主体や事業計画、規制基準等が定まっていないので、申し上げることはない。

質問：実施主体がどこであれ、事業計画・規制基準がどうであれ、青森県は一切引き受けないと、明言するべきではないか。

回答：調査研究をしているだけと認識している。

質問：NHKで報道された、元田中真紀子大臣の「あんな物動かせるわけないでしょう」という発言は大変ショッキングで、国の言うことは何でも信じるという態度は改めて頂いて、是非、県民のためにアクションを起こして頂きたいと思います。